

寿都湾

の 議会だより

No. 188 令和3年2月
発行／寿都町議会
編集／広報編集委員会
寿都町字渡島町140-1（議会事務局）
TEL 0136-62-2511 / FAX 0136-62-3431

令和2年 第4回定例会

令和2年第4回定例会は12月17日招集され、町長の行政報告の後、条例の制定3件（議員発議1件、町長議案2件）、条例の改正1

件、単行議案2件、令和2年度各会計補正予算4件を審議し、一般質問を行い同日閉会しました。

行政報告



片岡春雄 町長

令和2年の漁協の水揚げ状況について報告いたします。

本町の水産業を取り巻く環境は、近年の異常気象と新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、非常に厳しい状況となっております。また、水産資源の持続的利用に対する関心の高まりを受け、海洋資源管理の強化を背景としたTACの導入により、水産経済は一段と

厳しさを増しております。11月末の漁協の市場取扱高は、11億4千200万円であり、前年同期と比較して1億8千400万円の減少となっております。

主要魚種であるホッケ漁につきましては、生産量で2千333tと前年対比の97%、キロ単価が33.5円と価格は下落し、生産高は前年対比70%の7千821万円と大幅な落込みとなっております。従来同様の資源回復措置を講じていくことが重要とされております。

イカナゴ漁については、生産量481tと前年度対比48%で、生産高においては、2億8千200万円と前年対比95%となりましたが、本州でのイカナゴが記録的な不漁で



節分を前に、寿都保育園・こぶし組さんが、鬼のお面づくりに挑戦しました。

あったことから、価格を押し上げた結果となっております。ナマコにつきましては、59.8tの生産量、価格についてはキコ当たり4千690円と、新型コロナウイルス感染症の影響による海外への輸出停止により、前年度より値を下げた状況であり、生産高については、前年対比81%の2億8千万円となっております。

ホタテにつきましては、生産の回復により安定した出荷状況が見られましたが、近年の気象変動の影響を受け、ザラボヤの付着による生育障害や漁労活動に多大な影響があり、今後の対策が急務な状況であります。

秋サケについては、道内において水揚不振となる中、本町においては前年比の1.2倍の生産量であり、生産高は、前年対比1.7倍の1億7千800万円となりました。

イカ漁については、周辺海域において記録的な不漁が続いており、本町における外来船の入港状況は、本年度2隻のみの入港であり、生産数量は7tで生産高は500万円となっております。前年対比6%と極めて深刻な状況であります。

全般的な漁業生産の推移につきましては、生産量及び生産高はいずれも前年度を下回っており、漁協の経営については極めて厳しい状況となっております。

次い、今年の主要作物の作柄状況について報告いたします。

本年は、平年より降雪量が少なく、雪解けも早く進み、春から秋にかけての農作業の期間は、後半の降雨の影響もありましたが、馬鈴薯を中心に例年並みの生育となりました。

水稲につきましては、作況指数及び収穫量は平年並みの水準であり、また、長芋についても、秋の長雨により若干収穫量は落ち込んだものの、影響はほとんどなく、水稲・畑作とも作柄は総じて良好でありました。

次に、風力発電事業の運転状況であります。御承知のとおり、風力発電収入は町の自主財源を確保する上で大きな役割を担っており、事業の円滑な推進とともに地域振興に大きく寄与しているところであります。

こうした中、各風力発電所における今年3月から11月までの稼動状況については、昨年度より風況が好ましくなく、前年同時期収入との比較では約6千100万円の減収となっております。

が、平年ベースと比較した場合、風況は平年並みの水準となっております。これからより良好な風況が見込まれる時期となることから、引き続き、施設の

適正な保守管理に努め、万全な体制で事業の推進を図り、企業会計の健全化に努めてまいります。

以上、行政報告とさせていただきます。

審議した案件

条例の制定

◆寿都町に放射性物質等を持ち込ませない条例の制定
賛成4：反対4、議長裁決
放射性物質等による被害から町民の生命と財産を守り、現在及び将来において町民が安心して暮らせる生活環境を保障し、自然と調和した地域の発展に資するため条例を制定する議員発議がありました。採決の結果、可決となり、議長裁決で否決となりました。

◆寿都町国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例の制定
賛成8：反対0
現在、一般会計で運営している寿都町立寿都診療所を、令和3年4月1日に国民健康保険診療所として設置するため、新たに寿都町国民健康保険診療所の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

◆寿都町議会議員及び寿都町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例の制定
賛成8：反対0
公職選挙法の一部改正に

◆寿都町公営企業の設置等に関する条例の一部改正
賛成7：反対1
簡易水道事業特別会計及び公共下水道事業特別会計の公営企業への移行に伴い、

各事業の設置条項等を加えるとともに条文を整理し、所要の改正を行うものです。

単行議案

◆寿都町過疎地域自立促進市町村計画（平成28年度、令和2年度）の変更
賛成8：反対0
原案可決
（賛成8：反対0）
寿都町過疎地域自立促進市町村計画に高度無線環境整備促進事業を活用した光ファイバ等電気通信設備整備事業を追加するため、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。

◆公の施設の指定管理者の指定
賛成8：反対0
原案可決
平成18年によつてい農業協同組合管内10町村の構成により、真狩村に設置しました土壌改良資材製造施設の指定管理者の指定が、令和3年1月31日をもって満了となるため、引き続き、指定管理者としてよつてい農業協同組合を指定するものです。

◆令和2年度寿都町一般会計補正予算（第8号）
賛成8：反対0
追加し、総額を5千455万8

追加し、総額を5千455万8千円を
追加し、総額を5千455万8千円を
追加し、総額を5千455万8千円を

追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。
追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。

追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。
追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。

追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。
追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。

追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。
追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。

追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。
追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。

追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。
追加し、総額を3億8千869万7千円とするものです。

千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（北海道自治体情報システム協議会負担金）

8万3千円増

・後期高齢者医療広域連合納付金（保険料等負担金）

277万5千円増

◆令和2年度寿都町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）……原案可決（賛成7：反対1）

予算総額に280万円を追加し、総額を1億8千952万5千円とするものです。

●補正の主なもの

・総務費（維持修理材料ほか）

280万円増

ここが聞きたい

一般質問

第4回定例会での一般質問では4名の方から5項目について質問がありました。

越前谷由樹 議員

行政 文献調査応募の撤回を求めて



質問

私は、文献調査応募の撤回を求めて、町長に質問します。

現在、原子力発電環境整備機構（NUMO）が対話活動を始めている訳であり、そういう中での質問であります。

11月13日金曜日、町民か

たきます。

1点目、意見書の中で、町長は条例制定提案者であるにも拘わらず、反対意見を付すとはどういうことなのか。理解できない訳であります。提案された条例の条文内容には何ら問題性がないと思います。

2点目、文献調査にどうも概略調査にまで意見書の中で触れておりますが、実際、町長は、概要調査へ進む考えなのか。

3点目、多くの町民から賛同の声が寄せられている。これが、町長がいう肌感覚では賛成が多いという言葉に繋がっていると思えますが、こういう表現は、町長個人の感覚であり、肌感覚という行政手続きはない訳でありますから、町長が私見により文献調査に応募したという行政行為だけが残ることになると思えます。私は、肌感覚という根拠のない私見による応募は言い換えれば、私見による行政行為は法律に基づかない、いわゆる地方自治法第138条の2の規定から、重大かつ明白な瑕疵行為に当たり、無効ではないかと思っております。法律的に認められる行為とは、根拠として「議会の議決を得る、住民投票に基づく賛否の判断」に限られるのではないかと考えています。

4点目、町議会は、町長が文献調査に応募した本意は、概要調査まで進むこ

とを意図していたことにな

るのではないかと。

3点目、多くの町民から賛同の声が寄せられている。これが、町長がいう肌感覚では賛成が多いという言葉に繋がっていると思えますが、こういう表現は、町長個人の感覚であり、肌感覚という行政手続きはない訳でありますから、町長が私見により文献調査に応募したという行政行為だけが残ることになると思えます。私は、肌感覚という根拠のない私見による応募は言い換えれば、私見による行政行為は法律に基づかない、いわゆる地方自治法第138条の2の規定から、重大かつ明白な瑕疵行為に当たり、無効ではないかと思っております。法律的に認められる行為とは、根拠として「議会の議決を得る、住民投票に基づく賛否の判断」に限られるのではないかと考えています。

5点目、町長が、10月9日文献調査に応募したこと

で、近隣町村、後志、北海道全体に与えた影響は図り

知れないし、マイナスイメージが付着してしまっ

たのではないかと思います。

近隣町村が、核のごみ（放射性物質等）を持ち込ま

ない条例を提出している

中、本町では否決されましたが、町長は、このことをどう思い各自自治体との連携

等、今後どう対処していくのか、お聞きします。

6点目、まちづくりについて、10年先、20年先、30年先、寿都町が更に未来永遠に生き残るため、町の姿がどうあるべきか。どんな姿にしていけるべきか。その要素を日々積み上げていくことこそ、まちづくりの本来的な在り方ではないかと思

います。

核と洋上風力という相反した状況が示されている中で、未来の寿都町をどう描いていくのか。町長の考えをお聞きします。

を意図していたことにな

るのではないかと。

3点目、多くの町民から賛同の声が寄せられている。これが、町長がいう肌感覚では賛成が多いという言葉に繋がっていると思えますが、こういう表現は、町長個人の感覚であり、肌感覚という行政手続きはない訳でありますから、町長が私見により文献調査に応募したという行政行為だけが残ることになると思えます。私は、肌感覚という根拠のない私見による応募は言い換えれば、私見による行政行為は法律に基づかない、いわゆる地方自治法第138条の2の規定から、重大かつ明白な瑕疵行為に当たり、無効ではないかと思っております。法律的に認められる行為とは、根拠として「議会の議決を得る、住民投票に基づく賛否の判断」に限られるのではないかと考えています。

4点目、町議会は、町長が文献調査に応募した本意は、概要調査まで進むこ

とを意図していたことにな

るのではないかと。

3点目、多くの町民から賛同の声が寄せられている。これが、町長がいう肌感覚では賛成が多いという言葉に繋がっていると思えますが、こういう表現は、町長個人の感覚であり、肌感覚という行政手続きはない訳でありますから、町長が私見により文献調査に応募したという行政行為だけが残ることになると思えます。私は、肌感覚という根拠のない私見による応募は言い換えれば、私見による行政行為は法律に基づかない、いわゆる地方自治法第138条の2の規定から、重大かつ明白な瑕疵行為に当たり、無効ではないかと思っております。法律的に認められる行為とは、根拠として「議会の議決を得る、住民投票に基づく賛否の判断」に限られるのではないかと考えています。

5点目、町長が、10月9日文献調査に応募したこと

で、近隣町村、後志、北海道全体に与えた影響は図り

知れないし、マイナスイメージが付着してしまっ

たのではないかと思います。

近隣町村が、核のごみ（放射性物質等）を持ち込ま

ない条例を提出している

中、本町では否決されましたが、町長は、このことをどう思い各自自治体との連携

等、今後どう対処していくのか、お聞きします。

6点目、まちづくりについて、10年先、20年先、30年先、寿都町が更に未来永遠に生き残るため、町の姿がどうあるべきか。どんな姿にしていけるべきか。その要素を日々積み上げていくことこそ、まちづくりの本来的な在り方ではないかと思

います。

核と洋上風力という相反した状況が示されている中で、未来の寿都町をどう描いていくのか。町長の考えをお聞きします。

町長

越前谷議員の質問にお答えいたします。

1点目の住民投票条例の提案に対する意見書の関係でございますが、地方自治法第74条第3号における規定では、普通地方公共団体の長は条例制定の直接請求を受

理した日から20日以内に議会を招集し、意見を付けてこれを議会に付議し、とされて

おり、また、意見を付すに当たっては、賛否を明確にすべきであり、昭和29年7月の行

政 文献調査応募の撤回を求めて

政事例でも示されているとおり、住民から請求された条例内容と根本的に異なる意見や否認するような積極的な意見を付すことができる、とされていることから、地方自治法に抵触するものではありません。

2点目の御質問についてでございますが、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律第4条第5項には、経済産業大臣は概要調査地区等の所在地を定めようとするときは当該概要調査地区等の所在地を管轄する都道府県知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならないとされ、法律の解釈として概要調査地区等とは、同法第3条第2項第2号により概要調査地区、精密調査地区、最終処分施設建設地を指しております。このことから、知事及び市町村長の意見を聴き、これを十分に尊重しなければならないの規定は、概要調査地区のみを示しているのではなく、精密調査地区及び最終処分施設建設地の選定まで適用されるものであります。

の規定では、普通地方公共団体の執行機関が、その権限に属する事務を管理し、及び執行するに当たつてのよるべき根本基準を規定したものであり、条例、予算その他の議会の議決に基づく事務及び法令、規則その他の規定に基づく事務を自らの判断と責任において誠実に管理執行する義務を負うとされ、同法第149条各号において、普通地方公共団体の長が担任する概ねの事務、すなわち普通地方公共団体の長の権限の主要なものを具体的に概括例示しておりますが、同条第1号から第8号に具体的に例示する事務のほか、第9号においては前各号に定めるものを除く事務の執行とされており、御指摘の瑕疵行為には該当しないものと考えております。

4点目につきましては、11月11日開催の第4回臨時会でも、各議員の皆様から御質問をいただきました。文献調査の応募に当たつては、これまでの町議会議員及び各産業団体代表者によるエネルギー政策勉強会をはじめ住民説明会、議員全員協議会、産業団体向け説明会などによる議論を経て、10月8日開催の全員協

議会の結果として、町長としての執行権と政治的判斷を尊重したいと過半数の議員から、調査応募の判斷を委ねられたということから、総合的に判斷して応募を決定させていただいたところでございます。

5点目につきましては、この度の地層処分事業の検討から文献調査の応募に際しては、近隣町村をはじめ各団体の皆様から、抗議や申し入れなど御意見をいただきました。私の想いとしては、日本のどこかで最終処分地を探さなければならない現状に一石を投じさせていたただいたところであり、この議論の輪が全国に広がることを期待するとともに、町民や近隣町村をはじめとする道内外の皆様、各産業・経済団体の皆様にも、改めて御理解いただきたいと考えているところであります。

最後、6点目のまちづくりに関する御質問でございますが、10年先、20年先のまちの方向性については、私は、かねがね環境に優しい、地域資源である風を有効に活用したまちづくりを基本理念に据え、その収益を様々な産業振興や住

民生活に役立てていきたいと考えております。社会情勢等を踏まえた、その時々々の国の施策や財源的に有効な事業などを活用し、必要な財源を確保した中で、地域に利益をもたらすことができるよう、まちづくりを進めてまいりたいと考えております。

■再質問

1点目と2点目合わせて再質問します。

1点目は、なぜ、反対意見を付したのかということ

です。2点目は、当初から概要調査まで進むことを町長は考えていたのではない

か。住民投票条例の条文内容に問題があるのか、条例に問題はないが、例えば、住民投票の時期をいつにするのか、またはいつ考える

のか、きちんといつの時点で行う考えであるということ

を述べるべきではないかと思ひます。例えば、概要調査前には、精密調査前とか町民に考えを述べるべきと思ひます。まさか、文献調査だけ、交付金を

をいただくだけで、それ以降の調査を考えていないの

であれば、その旨をはっきり示すべきであります。これは、もちろん文献調査で

適地となった場合のことであります。そういつた態度もはつきり示すべきであると思ひます。

それから、住民投票制度そのものについてであり、

すが、いわゆる自治法の考え方の違いがあると思ひますが、憲法、自治法の本文、主旨に反してでも、反対意見を述べるときは、自治法の主旨に全く触れない、

抵触しないと考えているのか。2点目ですが、今でも町長は、途中でやめることができると思ひているのか。これは、梶山経産大臣との間で約束したということであり、すけれども、法律上、いわゆる条文にも途中でやめることができるようなことは、記載されていない訳であります。それでも、大臣との書面を信じているのか。

3点目、4点目については、3点目については、町長への賛同の声が多いという肌感覚の考え方。4点目については、議会の議決を得ていない判断

は、どちらかというと、もしかしたら行政訴訟、住民訴訟にまで発展していく重大事項であると思ひます。住民投票による町民の判断もなく、議会の議決によることもなく、私は、自治法第138条の2の規定、町長もおっしゃっていましたが、執行機関の根本基準である条文であります。これに明らかに抵触しているのではないかと思ひます。先ほど、町長、執行機関の義務ということで自治法138条の2の規定を読まれていましたが、私は、今回の町長の文献調査に応募した行為は、町長の私見による独断的な考えによるものだと思ひますし、これは、町民の信頼を得ている訳でありません。法律上、もし、信頼を得るためには、町長の肌感覚では賛成が多数という根拠を示すため、裏打ちするための住民投票を行う方が良かったのではないかと。今でも行うべきではないかと思ひますが、そのことを町長にもう一度お聞きします。

それから、議会の関係ですが、全員協議会は議会の議決の場ではなく、あくまでも、協議する場であり、自治法第138条の2の規

定にある議会の議決には当たらない訳であります。町長が言われる過半数の賛成とは、どこから判断されるのか分らない訳であります。小西議長から聞いたとはありえないのではないかと。なぜなら、議長は、公平中立な立場である以上、議決のない中で過半数ということは話されるはずがないと思えます。

5 点目についてです。いわゆる近隣町村との関係であります。

近隣町村、後志、北海道との関係が冷え切つてしまつたのではないかと。町長が文献調査に応募する前、また、応募した中で、交流、連携が図れなくなつたのではないかと心配される訳であります。今月15日、隣の島牧村で核抜き条例が成立し、黒松内町、蘭越町においても条例が審議されるか、上程されるような状況にあります。後志管内各町村でも提案の仕方は違いますが、それぞれ北海道の核抜き条例に沿つた議案が上程されるようであります。

また、島牧村は、漁協とともに洋上風力発電促進区域のメンバーから脱退したとあります。こうした状況で、仲良くとはいかないま

でも、今後、近隣町村はもちろんのこと後志、北海道の各町村、北海道とどう付き合ひをして行くのか、心配であります。また、町長は後志町村会の副会長でもあり、そういったことを踏まえて町長としての考えをお聞きします。

6 点目、まちづくりについてであります。私は、文献調査への応募を認めないし、また、撤回を求めている訳ですが、まちづくりにおける第8次総合振興計画の在り方、そして、変更追加、これらのまとめで再度の策定委員会の開催等、どのように考えられているのか。改めて策定し直すのか、町の総合振興計画の事業実施計画書の作成を含めて、今後の計画についてお聞きします。

●町長

6 点、されましたけれども、今、住民投票についてはですね、まだ、住民の皆さんがこの核のごみに対する理解度、ここが前向きに考えていらつしやる方も、心配だというふうに考えていらつしやる方も、まだ、私は賛否を問うには早いじゃないかと。ですから、私は勉強会のマウンド

を作つて、そこでいろいろ学んだ中で、最終的には私の考え方は、文献調査と概要調査というのとは一体的なものだ、文献だけでは地域の地盤についてのは、まだまだ、理解できない、判断できない、そういう中でボーリングをしつかりやつた中で、この寿都町の地盤が強い地盤なのか弱い地盤なのか、そこまで私は調査する必要はある、その中で、地盤が弱いということであれば前には進みませんし、ある程度可能性がある

といつた中で、精密調査に行くという中では、やはり6年ほど時間が経つておりますので住民の皆さんの判断能力も増してきている中で、しっかりと住民投票で結論を出すべきじゃないかなというふうには私は考えております。

この関係で、私はある程度、私への理解を示してくる議員さんが過半数という解釈の中で、私は10月9日にNUMOの方に提出したという状況であります。

近隣町村、北海道の関係は冷え切つたのではないかと。これも、まだ近隣町村、北海道全体でこの核のごみについて、もっともつと私は学ぶべきではないか、議論すべきでないか、今すぐ核のごみを北海道に持つてくるつて、私は話しておりませんし、これを全国展開に持つていくためにも、皆さんももうちよつと冷静になつて、この核のごみの議論を進めていくべきだといふふうには考えております。

肌感覚の関係については、この文献調査そのものは、町長の判断でこれはできることになつておりますけれども、しっかりとそこは議会との協議、産業団体、また、各住民の皆さんとの住民説明会の中で、いろいろな意見を聞いた中で、最終的に議会の皆様には賛否ということじゃなくて私の考え方に理解できるかできないか、

また、まちづくりについての振興計画との関係でございませうけれども、この文献調査そのものは、国が主体となり進める事業でありまして、本町では、この法律に定められた三段階の調査のうち文献調査について応募して協力するものがありますので、まちづくりの指針となる総合振興計画の中で、示されるべき施策ではないといふふうには思つておりますので、振興計画との整合性というものは、今は、私は考えておりません。た

だ、現実的にこれから進んでいつた中で、この寿都町が最終処分場として適地だと、住民の皆さんのある程度そういう状況になつた中では、このまちづくりの中の一つの産業として議論する必要があらうといふふうには考えてございますので、その時期になるかならないかは、今まだ想定できませんし、今の現状の中では、振興計画の中には盛り込む必要はないといふふうには理解をしております。

■再々質問

まちづくりの考え方にいいて、今回の文献調査の関係とそれからこれから目指す第8次総合振興計画とは、別個に考えるということ、私は、ちよつと理解できないです。これについては、改めて、これから出てくる事業（予算）の中で、また質問していきたいと思つております。

ただ、近隣町村との関係を、今このような状況になつていふのをどう是正していくのか。正常化するための努力を考へていただきたいと思つております。それと、一番大切な町民の不安を解消するため、どうしたら、こうした分断を

解消できるのか。私は、文献調査の撤回しかないと、それが一番の方法と考へておりますが、この町民間の不安を解消するために、町長は努力してほしいし、町長の考えを示していただきたいと思つております。町の状況がこういう混沌とした中で、町民と町、役場が協働して行くべきまちづくりをどう図つていくのか。その点については、私は、最終的には町長が辞職して、町民に信を問うしかないと思つておりますが、再度、町長の考えをお聞きしたいと思つております。

●町長

近隣町村の関係についても、また、地元町民の皆様との関係についてもですね、私は、まずは学ぶことから始めましよう、NUMOの方でも近隣町村の方で要請があれば、いつでもこの核のごみのいろいろな情報勉強会は開催する予定であるといふふうには思つておりますし、まず、皆さんにはこの核のごみに対する進める前提とか進めない前提とかつてことを抜きにして、まず核のごみとは何ぞやと、その原点の話を、まず学ぶことによつて、そ

こちらすべてがスタートするんじゃないかなっていうふうに思います。また、どちらにしても、この核のこみはどこかで処理をしなければならん。日本全体でやだやだで済む話ではございませんので、ここも皆さん冷静にこれから議論の輪が少しでも広がるように、近隣町村に対しても、地元住民の皆様にも丁寧には説明しながら理解を求めていくことに努力をしていきたいとそうように考えてございます。

■越前谷議員

私は、町長が辞職して、町民に信を問うしかないと思っていることを述べましたが、これについては町長コメントをお願いします。

●町長

現時点では、辞職するつもりもございませんし、来年、任期がまいりますのでその時点で、しっかりと私は信を問いたいというふうに考えております。

行政 第8次寿都町総合振興計画と核のごみ問題について

幸坂 順子 議員



■質問
それでは、第8次寿都町総合振興計画と核のごみ問題について、町長にお伺いします。

まず、第8次寿都町総合振興計画は、町民の代表35名の総合振興計画策定審議委員によって審議され、今年2月27日、町長へ答申されております。地域の資源を地域の活力とした、賑わいあふれるまちをテーマとして五つの基本目標を掲げ

ています。その五つの基本目標は、一つ、やさしさとふれあいのあるまち、一つ、地域資源を活かし、賑わいを創出するまち、一つ、安全・快適で自然を守り育むまち、一つ、地域を知り、人を豊かに育むまち、一つ、すべての人が輝く協働のまち、この五つであります。さらに、総合計画は、自治体にとって全ての分野の行財政運営の基本となる最上位計画。町の様々な計画は、第8次計画に則して立

案、実施、評価されると書いてあります。

この第8次計画が答申された数か月後、町長は文献調査応募に言及していません。総合計画に示されたまちづくりの方向性と町長の政治姿勢に乖離があると言わなければなりません。以上のことから、次の質問を行います。

一つ、自治体にとって最上位計画とされる総合計画に一言も盛り込まれていない核のごみ問題、答申を受けた直後に町政に持ち込む町長の政治姿勢が問われます。このことは、どのように考えておりますか。

二つ目、町長は昨年からエネルギー政策勉強会を行ってきたと、議会も承知していたかのような発言を繰り返しています。そして2月17日の全員協議会で核のごみ処理処分のための地質調査を受けたことの発言。既に町長の中では、文献調査応募のシナリオができていたと思われまます。総合計画に入らなかったのはなぜなのでしょう。

まちづくりを主導していくためには、現状を把握し、まちの課題をみながら考えることが必要ですと書かれています。しかし町長は8月7日の全員協議会で、文献調査の応募について町民に伺いを立ててはかえって面倒になる。町を動かしている行政、議会、産業団体の要職にある人の総意で決めようというふうにしていました。情報公開の立場とは相容れない行動ではないでしょうか。

●町長

この説明を求めます。また、リークについては、何を持ってリークと言っているのか説明願います。

幸坂議員の質問にお答えいたします。

第8次寿都町総合振興計画の策定に関しては、昨年来、計画策定の御審議をいただいております。策定審議委員会から本年2月27日に計画の基本構想及び基本計画についての答申をいただき、特色のある地域資源を活かしたまちづくりを進めるための指針として、本年度から10年間のまちづくりの計画を策定させていただきました。

総合振興計画の策定に当たっては、これまで本町が進めてまいりました風力発電を活用したまちづくりをはじめ、潜在的に豊富に存在する再生可能エネルギーの今後の活用可能性を見いだし、まちづくりに反映することを目的に、策定審議委員会とは別枠で、町議会議員の皆様と各産業団体の代表者の方々に参加いただき、エネルギー政策勉強会により御協議いただきましたところであり、高レベル放射性廃棄物の地層処

分事業については、国の施策の一つとして紹介されてはおりませんが、計画策定時には文献調査応募への方向性の検討はされてはおりませんでした。

また、この事業自体は、国が主体となり進めている事業であり、本町では、法律に定められた三段階の調査のうち、文献調査について応募し協力するものでありますので、まちづくりの指針となる総合振興計画の中で示されるべき施策ではないと考えております。

新年度に入り、新型コロナウィルス感染拡大による全国的な地域経済、地域社会にもたらす影響が、本町にも非常に大きな影響を与える危惧から、住民サービスの提供を託されている町長としては、あらゆる最悪のシナリオを予測し、財政などの対策を講じなければならぬ責任と同時に、日本どこかで最終処分地を探す必要がある中で、核のごみの議論がされない現状に一石を投じる必要があるとの思いから、文献調査応募についての検討に至りました。

その後、町議会議員、若手を含めた産業団体とのエネルギー政策勉強会の中で

の意向を踏まえ、一定の方向性と理解を得た段階で住民の皆様への説明会を開催し、応募の判断をする予定でありましたが、思わぬ事態の変化により報道が先行することとなつてしまいました。

地層処分事業における、この議論の輪が全国に広がることを期待するところであり、不安を抱いていらっしゃる町民や近隣町村をはじめ道内外の皆様、各産業・経済団体の皆様にも改めて御理解をいただきたいと考えているところであります。

■再質問

寿都町の総合振興計画と核のごみの問題は、別の問題だというそういう回答がございました。それについて、なるほどというふうに思う町民がどれだけいるのでしょうか。

総合振興計画は、審議会にかける前に役場職員幹部にも幹部による総合計画策定委員会というところで内容が作られております。そこで、核ごみ問題は一切出ていなかったのでしょうか。それとも役場幹部にも知らされずに町長の独断で進められたということでしょうか。現在、核ごみ問

題が先行し、肝心の総合計画に基づいた実施計画ができていないということとは、本末転倒ではないかと思っております。

次に、情報公開の問題ですけれども、町長は、報道が先行してしまつたというふうに、今、回答されました。しかし、お盆明けには、産業と議会の話し合いで方向性を決めて国に申入れをすると言つていました。だから、町長が言うようにもつと長い目で進めて行くというそういう状況ではありませんでした。お盆明けには、もう方向性を決めて、それで国に申入れをするといういうことを8月7日には町長は言つております。それが、8月の13日に発表されたからといって、それほどの期間の違いがあるとは思えませんし、町長の言うように町民に知らされずに文献調査に応募した場合のその混乱つていふのは、大変なものがあったのではないかと思つていますが、その辺を町長は、どう考えておられるのでしょうか。

それと、また、リークについてもお尋ねしましたけれども、きちんとした回答ありませんでしたけれども、8月7日の全員協議会の中

で、最後に議長はこう言っています。ここは、堂々巡りで時間も経つていますから不確実な想定範囲でしか話ができない、町の人たちと町の人たちの話も聞いた中で、また、議会に提示して協議してもらいたいなと思つています。そう議長は、締めくくつていふのです。ところが、町の人たちに話をしたことが、言つていいこと悪いことがあると非難を受けました。これについては、なぜ、そう言われなければならぬのか、回答を求めたいと思つています。

●町長

また、複数の方から幸坂がリークしたと聞いていたと言われております。町長は、私がリークしたと周りの人に言つていたのでしようか。その点もお聞きしたいと思つています。

越前谷議員との質問と重なる振興計画と核のごみの関係につきましては、私は、そのように思つていふこと、御理解願ひたいと思つています。

見えた中で、住民への説明会をして、この勉強会、この核のごみに対する勉強会を進めたいなと思つておりましたけれども、一部幸坂さんの口から私が話をしたという話を聞きまして、私は、産業団体の説明会の際にそのリークの話は、一度話したことはあります。その後です。住民説明会も行わないう中で、住民の皆さんは何も理解しない中で、反対運動が起きた。これも、私は、いかなものかなというふうに考えておりました。丁寧に住

民説明会を開こうと回数を重ねましたけれども、一部の住民の皆様には相当の反対運動というか報道というか、運動が相当住民の特に高齢者の皆さんに影響を及ぼし、住民説明会の際には、その頭を柔らかくするのに私は苦労したということも経験させていただいております。

■再々質問

町長が、今、準備が出来ていない中で、知れわたつてしまつたということ、また、再度おつしやつておりましたけれども、お盆明けにその国に申入れをしたと言つていた町長がそれが2週間早まつたから準備が出来ていなかったという

のは大変私はちよつと理解ができません。そのことを町長は、意見交換会の際に出たとおつておられますけれども、そのときももちろんす

ごい話し合いがされましたけれども、リークの問題は、最初から最後の住民説明会全の会場で、ある議員がリークしたということをおつておられます。そのリークが、どうして私の町民に對して言つたことがリークに当たるのか、その辺がきちんとして説明がされていないと思つています。

もう一度、お伺ひしたいと思つています。町長が言つていふリークというのは、どういうことなのか、それをきちんとお話いただきたいと思つています。

また、核のごみの問題については、寿都町にとつて将来に関わる大変重要な問題です。それが、非公開の場で話し合われてきました。町長の姿勢に議会も追隨する姿勢がありました。これは、大いに反省しなければいけません。今まで公開されていた議員全員協議会の議事録も非公開となるなど、議会の責任も大きく問

われなければなりません。

文献調査の応募によつて町民の間に分断が起きたばかりでなく、近隣の町村との分断も起きています。15日には、岩宇・南後志地区洋上風力発電導入推進協議会から島牧村と島牧漁協が脱退すると道新による報道もありました。更に今朝の道新には、隣接3町村と道新が核ごみ交付金を拒否するという報道もありました。今、ここでもう一度、第8次総合振興計画に基づいた政策に立ち返つて、寿都の町政を実施して行くことを強く求めたいと思つています。町長のお考えはいかがでしょうか。

●町長

まちづくりの基本は、第8次総合振興計画それは当然の話でありまして、何度もお話するように核のごみについては、寿都町のみならず全国で、これは、議論をしなきゃならない案件だ



と。その最初に一石を投げたのは寿都町ということだ。この話でありまして、この輪をです、いきなり反対運動に結びつけるのではなく、まず、皆さんが核のごみに対するいろいろな科学的根拠に基づいて安心できるのか安心できないのか、それを学ぶという姿勢が私には一番大切ではないのかなと。そういう論点から行く

と近隣町村についても同じように学び、そういう状況になるように、これからも粘り強く近隣町村、また、地域の住民の皆様へ説明をしながら学びの場を広げて、この輪が、全国展開に広がるように努力をしていきたいというふうに思います。

幸坂 順子 議員 防疫 コロナウイルス感染拡大に 対する対応について



■質問

コロナウイルス感染拡大に対する対応について、伺います。

各地で感染拡大が起きており、近隣町村でも感染者が出ております。寿都町でも感染者が出ることを想定して取り組みを進めなければ

また、リークの関係については、やはり、この関係というのは、決して隠して進めるとは全然思ってはおりませんでしたし、ある程度の方性というものを皆さんと本当に今まで議会と行政との信頼関係の中で、これを協議を進めてきた中で、ある程度の方向性を見いだした中で、住民に説明をして勉強会に進めたいなというのが私の思いでありましたけれども、中々そういう状況にならないで、反対運動が一方では起こっている。一方では住民説明会、中々これが噛み合わない中で、時間が経過をたというふうに私は捉えております。

以上です。

ばならないと思います。そこで、質問します。

1点目、6月にコロナウイルスに対する診療所の対応をお聞きしました。

必要な医療物資が不足しており、手作りで対応しているなどの報告がありました。その後の状況はどうなっているのでしょうか。

2点目、倶知安厚生病院、岩内協会病院で感染者を受け入れていると聞いています。寿都で感染者が発生した場合の入院先などを含み、後志の医療体制についてお聞きします。

●町長

コロナウイルス感染拡大に対する対応についての質問であります。御承知のとおり、新型コロナウイルス感染症は、昨年12月に中国で初めて確認され、その後、世界的な感染拡大となり、1年を迎えようとしている現在においても、一向に収束する気配はありません。

国内においては、今まさに第3波を迎えているといわれており、北海道においても、札幌市・旭川市等の医療機関において集団感染が発生するなど、医療体制も心配される危機的な状況となっております。

後志管内においても、日々感染者が確認され、地域への感染拡大は確実に進んでおり、十分な対策を取っていても、いどこで感染するか不安な状況が続いております。

一つ目の診療所におけるその後の医療物資調達状況

についての質問であります。現在、診療所では、振興局を通じ厚生労働省から、マスク・ガウン等の支給もあり需要は充足されております。

また、フェースシールド等につきましても、需要の増加から価格は上昇したものの、当面の物資不足からは解消されている状況であります。

二つ目の寿都で感染者が発生した場合の後志の医療体制についての質問であります。寿都町で新型コロナウイルス感染症患者が発生した場合、倶知安保健所と連絡を取った上で、患者の重症度や指定医療機関の病床稼働状況により、入院等の受入れに係る調整が図られることとなります。

後志管内における、新型コロナウイルス感染症病棟の指定医療機関につきましては、倶知安厚生病院が指定されており、その他近隣では小樽市立病院が指定医療機関となります。

ただし、患者数の増加に伴い、現在、指定医療機関は厳しい状況が続いていることから、状況によっては岩内協会病院や寿都診療所も含めた指定医療機関以外の地元医療機関において

も、軽症患者受入れ等の役割を担う可能性もあるとのことであります。

これから北海道においては、空気が乾燥し感染しやすい状況が続くことから、感染拡大防止を最優先に、引き続き、不要不急の外出抑制や感染予防対策の徹底を図って参りたいと考えております。

■再質問

コロナウイルスの問題ですけれども、コロナウイルスは今、近隣町村で広がってきております。黒松内の診療所は、保健所から行政委託を受けて唾液検査でPCR検査を行っているところと聞きました。寿都診療所は、来年4月から国保病院となる訳ですけれども、行政委託を受ける、今、受けているのでしょうか。それともこれから、受ける予定はあるのでしょうか。それとPCR検査を自費で受ける場合の費用というのもどれくらいなのか。お聞きしたいと思います。

●町民課長（保健福祉）

診療所での行政委託というごとの御質問かと思いますが、実際、今、疑わしき患者さんが受診された場合、医師の判断のもとでPCR検査を実施しております。診療所の方でも実際、実施しておりますが、今、自費で全くの無症状の方に関しては実施しておりません。

何か心配で症状があった場合にPCR検査を保険診療の中で実施をしているという状況になっております。

■再々質問

PCR検査については、唾液でじゃなくって、唾液

●町民課長（保健福祉）

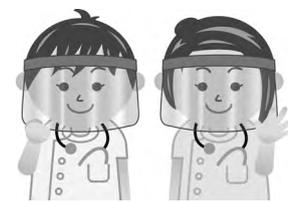
そうです。はい。

■幸坂議員

唾液で行っているということですね。わかりました。

●町長

コロナウイルスのPCR検査の関係については、担当課長の方から説明させていただきます。



行政 文獻調査における 交付金について



■質問

文獻調査における交付金について私は町長に質問したいと思ひます。

私は、町長に寿都町の将来的、5年から10年位の間にすけれども、財政状況の推移と文獻調査における交付金の使用目的を、大まか

でよろしいので町民の方へ説明願ひたいと思ひます。私も先の高レベル放射性廃棄物最終処分に係る文獻調査について、情報を知り

寿都町の将来のことをいろいろ考へても悩ましました。悩んだ結果、賛成の立場で活動してあります。20年後の寿都町の人口は、社人研の予想

であります。1千800名余りで今より1千名も減る予測です。このままのさびれゆく

働者も減少してあります。また、漁業後継者もここ

2年程はいなく高齢化がさらに拍車をかけてあります。今回の文獻調査における

交付金をいろいろな施策に活用できるのではないかと

思ひ賛成しております。町の財政状況も大変厳しく、また、コロナ禍による

町に与えたダメージは計り知れませんが、このような状況では、2、3年位は回復

の目処も期待できないと思ひます。この交付金を町財政の特効薬として活用できる

ような使い道を作つていただきたいと思ひます。町と議会が、コロナ禍を克服し明るい寿都町にした

●町長

木村眞男議員の質問にお答えいたします。

高レベル放射性廃棄物地層処分事業の文獻調査については、おおよそ2年間とされており、調査期間中、

10億円、調査期間中の限度額20億円の電源立地地域対策交付金が交付されます。現在、交付金の活用方法や具体的な充当事業などについて、検討している段階であり、一定の方向性が見いだせましたら、議員の皆様にも御相談させていただきたいと考えております。

例としては、子どもの保護者の方からは、保育料、給食費の無料化、また、漁業の方からは、コロナ禍による魚価安や不漁などによる経営安定のための施策や漁業施設の拡充、これは、冷凍冷蔵庫などの整備なんです。子どもへの施策は少子化や人口増につながる大きな目玉施策になるのではないかと

思つております。いづれも予算が増加することばかりの事業ですが、私の考えであります。今までも手厚く助成してきた事業の見直し、例としてはスポーツ施設での今まで使用料が無料でありましたが、少し負担をいただき、また、ほかの事業でもいろいろな負担をしていただいで見直しをしながら、そういうことで町を助けていった方がよろしいのではないかなというふうに考えております。

また、先ほどスポーツの使用料云々、この話もですね、無料にした一つの要因というの、その使用料に見合うだけの人件費をかけることによつてですね、人件費と使用料とどっちが高い。ですから、人件費の方が高い。ですから、無料にした方が財政的に有利ということ、プールにしても、いろいろなスキー場にしても無料にしたという経過がございます。

●町長

全般的にこの交付金をいかに住民サービスに回せるかというのは、簡単なようで難しいところでございます。

また、先ほどスポーツの使用料云々、この話もですね、無料にした一つの要因というの、その使用料に見合うだけの人件費をかけることによつてですね、人件費と使用料とどっちが高い。ですから、人件費の方が高い。ですから、無料にした方が財政的に有利ということ、プールにしても、いろいろなスキー場にしても無料にしたという経過がございます。

ですからこれ、非常に悩ましい話でありまして、ただ、私は、この少子化の中での子どもの支援というのは、当然大事でしょうし、また、生きていく中で産業振興、やはり所得がこの地域で上がらなければ、その地域には人が集まりませんので、ここの部分というの

も、このような交付金の使い方をしてくれれば、納得してくれる声も大きくなると思うのですが、町長のお考えをまたよろしくお願ひいたします。

また、先ほどスポーツの使用料云々、この話もですね、無料にした一つの要因というの、その使用料に見合うだけの人件費をかけることによつてですね、人件費と使用料とどっちが高い。ですから、人件費の方が高い。ですから、無料にした方が財政的に有利ということ、プールにしても、いろいろなスキー場にしても無料にしたという経過がございます。

ですからこれ、非常に悩ましい話でありまして、ただ、私は、この少子化の中での子どもの支援というのは、当然大事でしょうし、また、生きていく中で産業振興、やはり所得がこの地域で上がらなければ、その地域には人が集まりませんので、ここの部分というの

■木村眞男議員

質問ではありませんが要望です。

まだまだ時間がありますので、またいろいろなところで質問したり要望したりしていきたいと思ひますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

以上で終わります。

以上で終わります。

議会の傍聴はお気軽に 3月に定例議会が開かれます 傍聴の際は、新型コロナウイルス感染対策のため、手指消毒とマスク着用にご協力をお願いします。 日程等、詳しいことは議会事務局へ お問い合わせください。(TEL 62-2511)

産業 地域活性化に向けて



■質問

地域活性化に向けて、町長にお伺いしたいと思ひます。

新型コロナウイルスが、都市部を中心に拡大し多くの仕事で、働き方を見直す動きが広がり働く人の地方移住への関心が高まっています。

また、都市部から地方へと企業として移動を選択した事例も出てきています。

都市から地方への人の流れをつかみ定住人口を増加させることは、地域の活性化と町の活力となると考え質問いたします。

1番、Uターン、Iターン、新規就業者に対しての町のこれまでの取り組みと成果は。

2点目、コロナ禍で、雇用環境の変化もあり、職種が多様化、そして、これまで以上の転入希望が考えられるが、町の受入体制は、どうなっているのか。

3点目、企業誘致について、どう考えているのか。この3点、お願いします。

●町長

川地議員の御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの感染拡大は、新たなスタイルでの日常生活の創出や生活様式の変化、また、企業等におけるテレワーク、リモートワークなど働き方を見直す傾向から生活の場を都市部から地方に移す状況は、今後、更に増えていくものと考えられます。

本町では、移住定住施策の一環として、これまで漁業就業者研修事業による地場産業への就業支援、労働者育成支援事業、ふるさと就職促進奨励金事業などの雇用促進対策に取り組んできており、平成29年度から現在までの実績は、漁業就業者研修事業では11名、労働者育成支援事業では3事業者、ふるさと就職促進奨励金事業では4名が対象となるなど、産業振興に一定の成果が得られているところでありますが、今後、地方への移住を希望する方に、寿都町に関心を

持っていただけのように、雇用の場の創出はもちろん、子育て支援や教育環境、医療体制の充実と子育て支援住宅、定住促進住宅の整備による住環境の確保により、寿都町での暮らしやすさを高め、受入れ体制の強化に努めてまいります。

企業誘致につきましては、企業の本社・支社、また、サテライトオフィスなどの誘

致について、本町の地域資源や魅力を発信し、共に地域活性化を連携協働により展開できる企業に対し、双方のメリットも探りながら誘致活動を進めてまいります。今後、高度無線環境整備促進事業により町内全域に光ファイバが整備されることから、更なる取り組みの強化を図ってまいります。

令和2年第4回臨時議会

令和2年第4回臨時議会は11月11日に招集され、会期を3日と定め、条例制定1件と補正予算1件、請願1件を審議し、11月13日に閉会しました。

また、越前谷議員から小西正尚議長の不信任決議の動議があり、日程に追加することが否決（賛成3で賛成少数）され、廃案となりました。

《条例制定》

◆寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例制定について……………否決（賛成4：反対4、議長裁決）

地方自治法第74条第1項の規定により住民投票条例

・土木費（移住促進センター整備工事ほか）
1億5千万円増

とが新聞報道によって明らかとなり、その後、議会議員や各産業団体への説明会、町民説明会などが行われてきたが、令和2年10月2日現在、町民の賛否の意見の集約は行われていない。

《請願》

◆寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例制定に関する請願書……………不採択（賛成4：反対4、議長裁決）

高レベル放射性廃棄物が無毒化される期間は10万年と言われ、人間の一生に比べて、あまりにも長い。文献調査がただちに高レベル放射性廃棄物最終処分場の建設に結びつくわけではないとされるものの、その可能性を開く一歩となることは間違いない。文献調査に応募することになれば、町行政や町民の生活は大きく影響されることになるにもかかわらず、現在、行われている説明会においては、住民投票の実施は否定され

●請願書

◆寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する請願について

町民の意見集約方法が不明のままである。

「請願要旨」

寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査への応募に関する住民投票条例制定を請願する。

私たちは、町民の一人ひとりととして、高レベル放射性廃棄物最終処分場選定の文献調査への応募にあたっては、全町民の賛否を問ひ、町長はその過半数を占めた結果を尊重しなければならぬと考える。そのため、寿都町における特定放射性廃棄物最終処分施設建設地

「請願理由」

令和2年8月13日、片岡春雄寿都町長が、特定放射性廃棄物最終処分施設建設地選定に関する文献調査（以下「高レベル放射性廃棄物最終処分施設建設地選定の文献調査」という）への応募を検討しているこ

とが新聞報道によって明らかとなり、その後、議会議員や各産業団体への説明会、町民説明会などが行われてきたが、令和2年10月2日現在、町民の賛否の意見の集約は行われていない。

◆補正予算

◆寿都町一般会計補正予算（第7号）……………原案可決（賛成6：反対2）

選定に関する文献調査への
応募に関する住民投票条例
制定を請願する。

請願者

子どもたちに核の

ゴミのない寿都を！

町民の会

代表 吉野 寿彦

共同代表

南波 久

本田 英人

三木 信香

紹介議員

沢村 國昭

幸坂 順子

越前谷由樹

川地 正人

本請願は、審議の結果、
可否同数と認定され、議長
裁決で不採択となりました。

令和2年 第5回臨時会

令和2年第5回臨時会は
11月27日に招集され、会期
を1日と定め、条例の改正
3件を審議し、閉会しまし
た。

《条例の改正》

◆議会の議員の報酬、費用
弁償及び期末手当に関する
条例の一部改正…原案可決
(賛成8…反対0)

◆特別職の給与額及び旅費
額並びにその支給方法に関
する条例の一部改正…
……………原案可決
(賛成8…反対0)

これら2件の条例改正
は、令和2年度の人事院勧
告で職員の期末勤勉手当の
支給率が年間4.50月から4.45月

と、0.05月引き下げるとの勧
告がなされ、議員及び特別
職の期末手当についても、
従来から人事院勧告に準拠
して職員と同様の算定をし
ていることから、職員の例
による改正です。

◆職員の給与に関する条例
の一部改正…原案可決
(賛成8…反対0)

令和2年度の人事院勧告
に準拠して、期末手当の支
給月数等の改正を行うもの
です。

なお、期末勤勉手当の支
給率については、年間で4.50
月から4.45月と、0.05月引き下
げる改正です。

【総務常任委員会所管事務調査を実施】

第3回定例会において承認された、総務常任委員会の町内所管事務調査を10月12日に開催し、寿都・潮路小及び寿都中学校の学校経営状況等について調査を行い、学校管理者並びに教育委員会、町担当者より説明を受けました。

調査では、ICT導入後の活用状況について実際の授業を見学させていただき、現状における課題や将来に向けた活用の展開について説明を受けました。

全体として保小中高の連携や学校運営協議会との連携、学習支援員の配置等で教育環境の整備が図られていました。



寿都小



潮路小



寿都中

【産業常任委員会所管事務調査を実施】

第3回定例会において承認された、産業常任委員会の町内所管事務調査を10月12日に開催し、令和元年度実施の町内土木建築工事箇所について、町担当者出席のもと現地において調査を行い、工事施工状況は良好と確認いたしました。

◆調査箇所

- ①町立学校 ICT化工事[矢追町・六条町・歌葉町]
- ②橋本家(旧練御殿) 主家等保存整備工事[歌葉町有戸]
- ③橋本家(旧練御殿) 外構整備工事[歌葉町有戸]
- ④橋本家(旧練御殿) 土蔵3整備工事[歌葉町有戸]
- ⑤渡島団地(高齢者住宅) 整備工事[渡島町]
- ⑥地域コミュニティセンター(旧ファミリー体育館) 整備工事[渡島町]



橋本家土蔵



渡島団地(高齢者住宅)



地域コミュニティセンター
(旧ファミリー体育館)

11月

- 4日 令和2年度寿都町功労者表彰式（小西議長、ほか議員多数）
- 10日 後志管内町村議会議長臨時総会（倶知安町 小西議長）
- 11日 第4回臨時会（1日目）・全員協議会
- 13日 第4回臨時会（2日目）
- 22日 共和町町制50年記念式典（共和町 小西議長）
- 23日 寿都神社新嘗祭（石澤副議長）
- 25日 例月出納検査（木村親志監査委員）
- 27日 第5回臨時会・全員協議会
衆議院議員中村裕之政経セミナー（オンライン 小西議長）
- 28日 参議院議員高橋はるみ政経セミナー（オンライン 小西議長）

12月

- 5日 岩内町町制120年記念式典（岩内町 小西議長）
- 11日 議会運営委員会
（沢村委員長、木村眞男副委員長、友山委員、越前谷委員、石澤委員、小西議長）
- 17日 第4回定例会・全員協議会
- 23日 例月出納検査（木村親志監査委員）
- 25日 南部後志衛生施設組合議会 第2回定例会（小西議長、川地議員）
南部後志環境衛生組合議会 第2回定例会（黒松内町 友山議員）
- 31日 寿都神社除夜祭（石澤副議長ほか）

1月

- 1日 寿都神社歳旦祭（石澤副議長ほか）
- 10日 成人式（小西議長）
- 21日 例月出納検査（木村親志監査委員）



12月17日 葬斎場建設工事現場見学



1月10日 成人式

●お詫びと訂正

11月発行の議会だより「寿都湾」No.187号にて13ページ越前谷議員の再質問に係る町長の答弁で「そういった一旦」とあるのは「そういった一端」の誤りですので訂正します。